

# お知らせ

**「縁結び商品券」の使用期限は6月30日です!**  
 3月に発売した出雲市「縁結び商品券」の使用期限は**6月30日(火)**です。期限を過ぎると使用できません。  
 お早めにご使用ください。  
 ●おたずね/商工振興課(☎21-6541)

**出雲市役所の代表電話番号**  
 ◆本 庁 TEL 21-2211  
 ◆平田支所 TEL 63-3111  
 ◆佐田支所 TEL 84-0111  
 ◆多伎支所 TEL 86-3111  
 ◆湖陵支所 TEL 43-1212  
 ◆大社支所 TEL 53-4444

●受験資格/看護師免許または助産師免許を有する方(取得見込者を含む)  
 ●試験日/①7月25日(土)・26日(日)  
 ●②8月17日(月)・18日(火)・③9月24日(休)・25日(金)  
 ●試験会場/いずれも島根大学出雲キャンパス  
 ●申込期間/①7月6日(月)~17日(金)・②7月27日(月)~8月7日(金)

**島根大学医学部附属病院 看護職員採用試験**  
 ●受験資格/看護師免許または助産師免許を有する方(取得見込者を含む)  
 ●試験日/①7月25日(土)・26日(日)  
 ●②8月17日(月)・18日(火)・③9月24日(休)・25日(金)  
 ●試験会場/いずれも島根大学出雲キャンパス  
 ●申込期間/①7月6日(月)~17日(金)・②7月27日(月)~8月7日(金)

**国家公務員Ⅲ種試験**  
 ●受験資格/昭和63年4月2日~平成4年4月1日生まれの人  
 ●申込期間/6月23日(火)~30日(火)  
 ●試験日/9月6日(日)  
 ●申し込み/おたずね/人事院中国事務局(☎082-2228-11183)

**釣り禁止区域**  
 ●大社町トモ島を中心とする半径1,500m以内の海域では、漁業者および遊漁者が船舶を錨止めして釣りを行うことは禁止されています。(一部を除く)  
 ●ただし、島根海区海面利用協議会

**社会を明るくする運動・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間**  
 ●とき/7月1日(日)10時~11時30分  
 ●ところ/市役所くにびき大ホール  
 ●内容/罪を犯した人たちの更生と犯罪・非行防止への理解を深めるため、メッセージ伝達式およびビデオ上映会を行います。  
 ●おたずね/市民活動支援課

③8月31日(月)~9月11日(金) 申し込み/おたずね/島根大学医学部総務課人事管理室(☎202-021)  
 ●とき/6月20日(日)9時15分~12時  
 ●ところ/出雲市民会館大ホール  
 ●内容/がん研究の最前線で活躍中の島根大学医学部浦野武教授や内田伸恵教授、京都大学石川冬木教授、順天堂大学榎野興夫教授が「がん」について分かりやすくお話しします。  
 ●おたずね/島根大学医学部病態病理学教室の並河さん(☎202-137)

**募集**  
**出雲市まちづくりの景観賞応募者**  
 ●景観づくりに貢献している建物などを表彰します。  
 ●自薦他薦は問いません。ただし、他薦の場合は、所有者または活

**募集**  
**出雲市まちづくりの景観賞応募者**  
 ●景観づくりに貢献している建物などを表彰します。  
 ●自薦他薦は問いません。ただし、他薦の場合は、所有者または活

**募集**  
**出雲市まちづくりの景観賞応募者**  
 ●景観づくりに貢献している建物などを表彰します。  
 ●自薦他薦は問いません。ただし、他薦の場合は、所有者または活

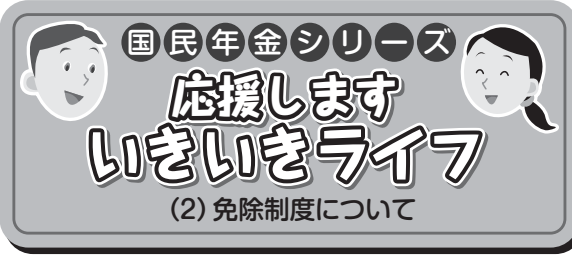
**募集**  
**出雲市まちづくりの景観賞応募者**  
 ●景観づくりに貢献している建物などを表彰します。  
 ●自薦他薦は問いません。ただし、他薦の場合は、所有者または活

**募集**  
**出雲市まちづくりの景観賞応募者**  
 ●景観づくりに貢献している建物などを表彰します。  
 ●自薦他薦は問いません。ただし、他薦の場合は、所有者または活

**募集**  
**出雲市まちづくりの景観賞応募者**  
 ●景観づくりに貢献している建物などを表彰します。  
 ●自薦他薦は問いません。ただし、他薦の場合は、所有者または活

**募集**  
**出雲市まちづくりの景観賞応募者**  
 ●景観づくりに貢献している建物などを表彰します。  
 ●自薦他薦は問いません。ただし、他薦の場合は、所有者または活

**募集**  
**出雲市まちづくりの景観賞応募者**  
 ●景観づくりに貢献している建物などを表彰します。  
 ●自薦他薦は問いません。ただし、他薦の場合は、所有者または活



平成21年度の国民年金保険料は **月額14,660円** です。忘れずに納付しましょう。  
 ただし、保険料の納付が困難な場合には **保険料免除** または **若年者納付猶予制度** がありますので、申請しましょう(注意 所得要件があります)。  
 保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなることがありますので、納付が困難な場合にはご相談ください。

**全額免除制度・一部納付(一部免除)制度**

申請した本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額の範囲内である場合、保険料の納付が全額免除または一部納付(一部免除)となります。

計算式	免除/納付割合	国民年金保険料(月額)
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	全額免除	0円
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4分の1納付 4分の3免除	3,670円
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	半額納付 半額免除	7,330円
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4分の3納付 4分の1免除	11,000円

**若年者納付猶予制度**

30歳未満の方で本人・配偶者それぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額の範囲内である場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(扶養親族等+1)×35万円+22万円 ⇒ 納付猶予

平成21年度の免除・猶予の申請は7月から市役所保険年金課および各支所年金担当課で受け付けます。免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。

**~免除・猶予された期間の保険料と年金はどのような?~**

○免除・猶予された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための必要な期間(\*受給資格期間)に算入されます。  
 \*受給資格期間:年金を受給するためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年(300月)必要です。

○全額免除・一部納付(一部免除)された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける老齢基礎年金額が次のとおり減額されます。(国民年金保険料の免除にかかる国庫負担割合が平成21年度分から引き上げられるよう法律案が現在国会に提出されています。6月3日現在)

免除/納付割合	年金減額率	国庫負担引上以降
全額免除	6分の2	8分の4
4分の1納付(4分の3免除)	6分の3	8分の5
半額納付(半額免除)	6分の4	8分の6
4分の3納付(4分の1免除)	6分の5	8分の7

○若年者納付猶予が承認された期間は、年金を受給するための必要な期間には算入されますが、**老齢基礎年金の額には算入されません。**

★将来満額の老齢基礎年金を受け取るためには20歳から60歳までの40年間、保険料を納付しなければなりません。  
 免除・猶予された期間について10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。追納する場合は、免除・猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

**国民年金保険料の納め方**

■金融機関・郵便局・コンビニの窓口納付 ■口座振替納付  
 ■インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM、テレホンバンキングで納付  
 ■クレジットカード納付(社会保険事務所へ申し込みください)

国民年金に関するおたずねは 島根社会保険事務局出雲事務所(TEL24-0042) 市役所保険年金課(TEL21-6982)・各支所年金担当課